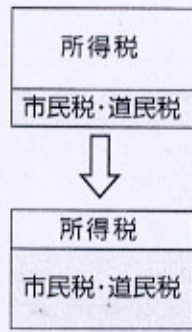


平成19年度市税等の主な改正

1 市・道民税の所得割の税率が改正されました

税源移譲によって1月から国税(所得税)を引き下げ、その分6月から地方税(市・道民税)を引き上げるよう税率が変わりました。



所得税の税率は、現行4段階から6段階になり、市・道民税所得割の税率は、現行3段階の累進超過構造から課税所得金額の多少にかかわらず、一律10%(市民税6%、道民税4%)の比例税率構造に変更になりました。

税制改正により市・道民税や固定資産税が変わります。
特に国の三位一体の改革による税源移譲に伴い、今年1月から所得税の税率が変わり、その分、6月からは市・道民税の所得割の税率が変わりました。
この税源移譲に伴う改正内容とそのほかの税制改正の内容をお知らせします。

●市・道民税所得割の税率

課税所得金額	平成18年度以前		平成19年度以降	
	市民税	道民税	市民税	道民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
200万円超～700万円以下	8%			
700万円超	10%	3%		

●所得税の税率

課税所得金額	平成18年度以前	平成19年度以降
	195万円以下	10%
195万円超～330万円以下	10%	
330万円超～695万円以下	20%	20%
695万円超～900万円以下		23%
900万円超～1,800万円以下	30%	33%
1,800万円超	37%	40%

注 課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。(以下、このお知らせ記事において同じ。)

●人的控除の差による調整控除

課税所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5% (市民税3%・道民税2%)を控除 1 人的控除額の差の合計額 2 課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の5% (市民税3%・道民税2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円 (市民税1,500円・道民税1,000円)を控除

※「人的控除額の差の額」は、次ページの右上の表をご参照ください。

① 調整控除の創設
所得税から市・道民税への税源移譲を実施する際、所得税より住民税の方が人的控除額が低く定められ、住民税の負担が増えるのを調整するため、調整控除が設けられました。具体的には左表のように計算します。

2 税源移譲によって納税者の税負担が変わらないための措置

② 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がからなくなった場合、19年度の市・道民税(18年

〔平成19年度市・道民税のみ適用〕

中の所得で計算した税負担が上がった分を19年分の所得税で引くことはできませんが、左表のとおり期限までに申告された場合は、19年度の市・道民税を移譲前の市・道民税額まで減額する経過措置が設けられます。

●年度間の所得変動の経過措置

対象者	次の1と2を満たす方		
	1 平成19年度市・道民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く。)	>	所得税との人的控除額の差
	2 平成20年度市・道民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む。)	≤	所得税との人的控除額の差
※「人的控除額の差の額」は、次ページの右上の表をご参照ください。			
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の課税所得金額に、税源移譲後の税率を適用し、調整控除をした後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、引いた額を減額します。 既に納税済みの場合は、還付します。 		
申告	対象者は、平成20年7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告を要します。		

景気対策のため暫定的な
税負担の軽減措置として平

③ 定率減税が 廃止されます

税源移譲による皆さんの負担額は、基本的には所得税と市・道民税を合わせると今までと変わらないように措置されています。
ただし、それぞれの皆さんの収入・控除の増減、また、次のような定率減税の廃止、非課税措置の廃止等の要因で市・道民税の額が変動します。あらかじめご了承ください。

●定率減税廃止の経過

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市道民税	15% (最高4万円)	7.5% (最高2万円)	廃止
所得税	20% (最高25万円)	10% (最高12.5万円)	廃止 (平成19年分)

成11年度から実施されていた定率減税が、市・道民税については19年度から、所得税については19年分から廃止されます。

●人的控除の種類と金額

所得控除	所得税	住民税	差額	
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特定の寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除	27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得金額38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者合計所得金額40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円	12万円	
基礎控除	38万円	33万円	5万円	

●経過措置の内容

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	市民税	1,000円	2,000円	3,000円
	道民税	300円	600円	1,000円
所得割		3分の1課税	3分の2課税	全額課税

平成17年度までは65歳以上の方で前年の合計所得が125万円以下の方は、市・道民税が非課税でしたが、18年度からこの措置が廃止されました。
ただし、平成17年1月1日時点で65歳以上であった方は、左表の経過措置により段階的に課税されていますが、20年度からは経過措置がなくなり全額が課税されることとなります。

④ 高齢者の非課税措置 廃止と経過措置

●住宅ローン控除の内容

対象者	次の1又は2の方 1 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 2 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方	
計算方法	住宅ローン控除 =	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 次の1、2のいずれか少ない金額 1 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 2 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額 </div> 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額
申告	対象者は、その年の3月15日(平成20年は3月17日)までに、市町村に申告書を提出する必要があります。 なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出します。	

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ロ



⑤ 住宅ローン控除の創設

住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。
このため、平成11年から18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により、20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。

●分離課税等に係る市・道民税の税率割合

区分	備考	改正前		改正後			
		道民税	市民税	道民税	市民税		
分 離 課 税	一般の土地、建物等の譲渡所得	1.6%	3.4%	2%	3%		
	優良住宅地の造成のための譲渡所得	譲渡益2,000万円以下の部分	1.3%	2.7%	1.6%	2.4%	
		譲渡益2,000万円超の部分	1.6%	3.4%	2%	3%	
	一定の居住用財産の譲渡所得	譲渡益6,000万円以下の部分	1.3%	2.7%	1.6%	2.4%	
譲渡益6,000万円超の部分		1.6%	3.4%	2%	3%		
短期譲渡	一般の土地、建物等の譲渡所得	3%	6%	3.6%	5.4%		
	国、地方公共団体への譲渡所得	1.6%	3.4%	2%	3%		
税	株式等に係る譲渡所得等	1.6%	3.4%	2%	3%		
	上場株式等に係る譲渡所得等	優遇税率 (平成20年12月31日迄適用)	1%	2%	1.2%	1.8%	
	先物取引に係る雑所得等		1.6%	3.4%	2%	3%	
	土地の譲渡等に係る事業所得等	平成21年度中まで課税停止中	3%	9%	4.8%	7.2%	
	肉用牛の売却による農業所得		0.5%	1%	0.6%	0.9%	
	配当控除における控除率	利益の配当、余剰金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	課税所得1,000万円以下の部分 課税所得1,000万円超の部分	0.8% 0.4%	2% 1%	1.2% 0.6%	1.6% 0.8%
控 除 等	私募証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益の分配	一般外貨建証券投資信託の収益の配分以外	課税所得1,000万円以下の部分 課税所得1,000万円超の部分	0.4% 0.2%	1% 0.5%	0.6% 0.3%	0.8% 0.4%
		一般外貨建証券投資信託の収益の配分	課税所得1,000万円以下の部分 課税所得1,000万円超の部分	0.2% 0.1%	0.5% 0.25%	0.3% 0.15%	0.4% 0.2%
	外国税額控除における控除限度額		国税控除限度額の10%	国税控除限度額の20%	国税控除限度額の12%	国税控除限度額の18%	
	配当割額又は株式等譲渡所得割控除額における割合(平成20年度分以後の個人住民税から適用)	優遇税率適用の間は、道3分の1・市3分の2	32/100	68/100	2/5	3/5	

税源移譲後の市民税6%

⑥ 分離課税等に係る市・道民税の税率割合

道民税4%の割合に合わせ、土地や株式譲渡等の分離課税等に係る市民税と道民税の税率割合が変わります。

なお、市・道民税の負担額には変更はありません。

⑦ 住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の減額措置



今年4月1日施行の税制改正では、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額の特例措置が創設されました。平成19年1月1日以前から所在する戸建て住宅の居住の用に供する部分を高齢者等のために改修した場合、申請により工事完了の翌年度の固定資産税に限り減額されます。

《居住者の要件》
① 65歳以上の者② 要介護・要支援の認定を受けている者③ 障害者が居住している持ち家。(改修後に同居する場合も対象)
《対象となる改修工事種別》
① 廊下の拡幅② 階段勾配の緩和③ 浴室の改良④ トイレ改良⑤ 手すりの設置⑥ 屋内段差の解消⑦ ドアの引き戸への取り替え⑧ 床材の滑り止め化の改修工事のいずれかの工事。

《工事費の要件》
補助金や給付金を除いた工事費が30万円以上であること。
《減額の内容》
1戸当たりの床面積100㎡に相当する分について、翌年度の固定資産税額の3分の1を減額。

《対象工事の期間》
平成19年4月1日から22年3月31日までの間に実施した改修工事が対象。
《申請の手続き》
減額措置を受けるには、改修工事終了後3ヶ月以内にバリアフリー申請書により申請が必要。

《申請時の添付書類》
① 改修工事に係る領収書の写し② 工事明細書の写し③ 工事写真(改修前と改修後の分かるもの)又は改修箇所の図面④ 補助制度を受けた場合はその内容が分かる書類の写し。
《減免が受けられない場合》
① 賃貸住宅は対象外。② 新築住宅特例(新築後3年間適用)や耐震改修特例等と同時に受けられません。

問い合わせ先

☎(24)2111番

・ 固定資産税

・ 税務課資産税係 内線 296・297番

・ 市・道民税

・ 税務課市民税係 内線 238・306番